

# 立山町浄化槽設置管理事業のご案内

令和4年11月  
立山町水道課

平成30年度より、町が合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行う『立山町浄化槽設置管理事業』を実施しています。この事業は、下水道と同等の負担で、下水道と同等の汚水処理環境の整備を推進するものです。なお、設置及び維持管理を行うのは、申請があった**住宅、店舗、作業所及びその他施設(浄化槽が5～10人槽となるもの)**です。

## ①合併処理浄化槽

トイレの汚水と台所・風呂・洗濯等の汚水を併せて処理するのが合併処理浄化槽です。公共下水道や農業集落排水処理施設と同等の高い浄化能力があります。

## ②新設、くみ取り、単独処理浄化槽からの転換

新設やくみ取りからの転換だけでなく、単独処理浄化槽からの転換もお願いします。単独処理浄化槽はトイレの汚水のみ処理しており、浄化能力が低い(※合併処理浄化槽の8倍の汚れを放流することになる)ため、合併処理浄化槽への転換が推奨されています。

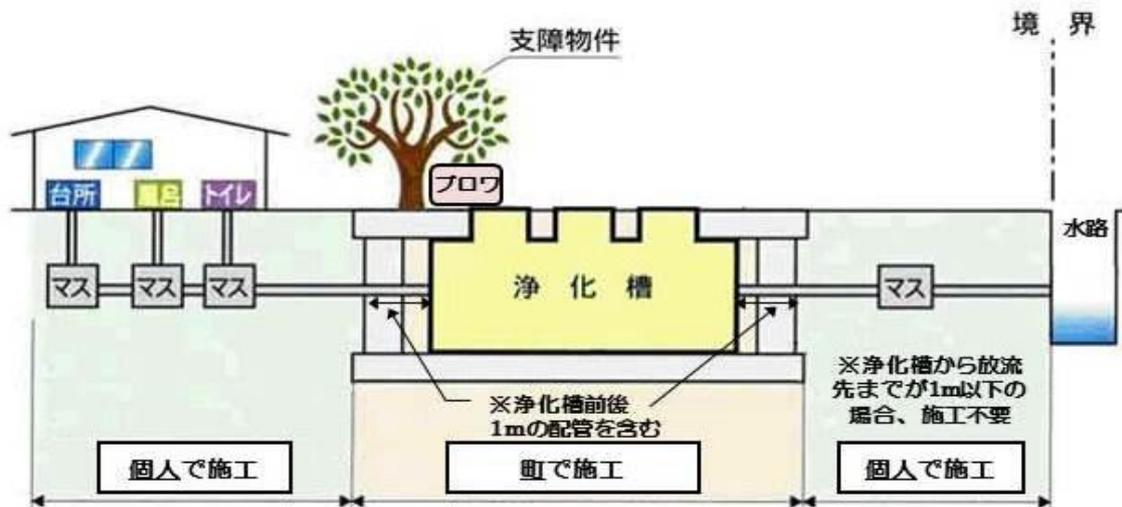
## ③工事区分

○町で施工

- ・浄化槽本体
  - ・浄化槽本体から1m以内の配管
  - ・ブロワ本体及び空気配管
- (※ブロワ用の外部電源を設置する必要がある場合、それも含む)

●個人で施工

- ・宅内と浄化槽の接続管
- ・浄化槽から水路までの放流管
- ・支障物件の撤去、移転、復旧



#### ④整備対象区域

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の整備済及び認可区域並びに農業集落排水事業の整備済及び認可区域を除く区域 ⇒ つまるところ、下水道区域外は全て対象となります。

#### ⑤分担金（下水道事業の分担金と同様）

当事業により浄化槽を設置する際には、工事開始前に分担金を納付していただきます。金額は、人槽に関係なく一律 230,000 円（税込）です。  
（※なお、公民館等の町内会が所有する施設は、減免制度により 57,500 円となります。）

#### ⑥標準的な工事を超える経費

浄化槽設置に要する経費（浄化槽に係る土地に関する経費を除く。）が、標準的な工事に要する経費を超えるときは、それらの差額を超えない範囲で工事費用の一部を負担していただきます。

（※例としては、浄化槽の上に駐車できるようにする場合等が該当します。）

#### ⑦維持管理

浄化槽設置後の維持管理は、工事区分と同様の区分で行います。町の管理部分については、町から委託を受けた業者が維持管理業務を行います。一方、個人の管理部分で修繕等が必要になった場合は、個人で業者を手配していただきます。

#### ⑧既設の合併処理浄化槽の維持管理

当事業で設置していない浄化槽の維持管理は、引き続き個人で行っていただきます。ただし、BOD（生物化学的酸素要求量）の除去率が 90%以上、放流水の BOD が 20m/l（日間平均値）以下の機能を有する環境配慮型浄化槽が設置されている場合、町に維持管理の申請を行うことができ、町が行う検査により認められれば、町が維持管理を行います。

#### ⑨環境配慮型でない合併処理浄化槽が既設の住宅について

既設の環境配慮型でない合併処理浄化槽が、設置から 10 年以上経過している場合、当事業による浄化槽の設置（更新）及び維持管理の対象となります。

（※新設、くみ取り、単独処理浄化槽からの転換と同様の扱いとなります。）

#### ⑩使用料（下水道使用料の算定方法と同様）

町管理の浄化槽の利用者には、維持管理費（保守点検料、清掃費、法定検査費等）の一部を次のとおり使用料を負担していただきます。

（※プロワの電気使用料及び清掃時の水道使用料は個人負担となるため、浄化槽使用料には含まれておりません。）

**【1.水道水使用の場合】** ※人槽によらず一律、1か月分（税込み）

汚水の種別	人槽区分	汚水量	使用料
一般用	5人槽 7人槽 10人槽	基本料金 10m <sup>3</sup> 以下の分	1,760円
		10m <sup>3</sup> を超える分	1m <sup>3</sup> につき 198円

**【2.水道水以外の水の使用の場合】** ※人槽によらず一律、1か月分（税込み）

世帯人数	認定汚水量	使用料	世帯人数	認定汚水量	使用料
1人	12m <sup>3</sup>	2,156円	6人	37m <sup>3</sup>	7,106円
2人	17m <sup>3</sup>	3,146円	7人	42m <sup>3</sup>	8,096円
3人	22m <sup>3</sup>	4,136円	8人	47m <sup>3</sup>	9,086円
4人	27m <sup>3</sup>	5,126円	9人	52m <sup>3</sup>	10,076円
5人	32m <sup>3</sup>	6,116円	10人	57m <sup>3</sup>	11,066円

**【3.水道水と水道水以外の水を併用している場合】** ※人槽によらず一律、1か月分  
 【1.水道水使用の場合】と【2.水道水以外の水の使用の場合】の汚水量を比較して、  
 いずれか多い方を汚水量とみなします。

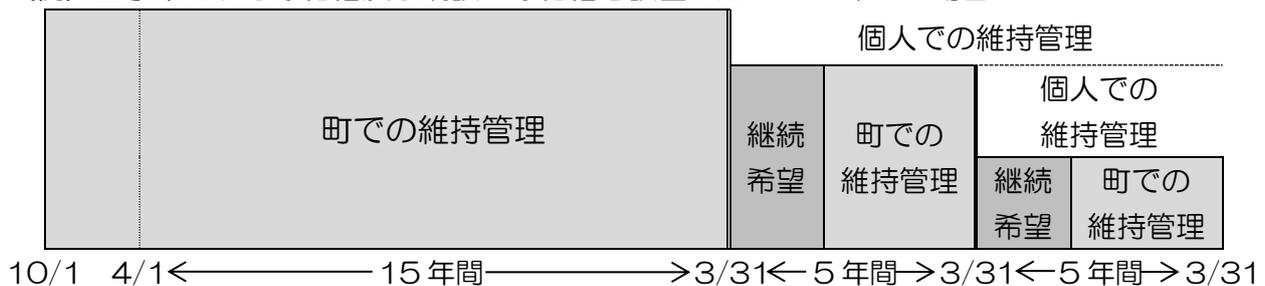
**①町が維持管理を行う期間**

当事業による浄化槽及び既設の浄化槽を設置後、最初に迎える4月1日から数えて15年の間、町が維持管理を行います。

15年経過後は、原則、町での維持管理を終了しますが、町での維持管理の継続を希望される場合は、期間を5年間延長できます。また、延長後に維持管理を終了する際も、同様に5年間延長できます。

町での維持管理を終了した場合、浄化槽を個人へ譲渡し、個人での維持管理となります。

（例）当事業による浄化槽及び既設の浄化槽を設置した日が10/1の場合



## ⑫浄化槽の設置及び維持管理の申し込み

当事業による浄化槽の設置及び維持管理の申し込みは、町（水道課）と協議の上、書面による申請を行ってください。なお、詳細は町ホームページでご確認いただくか、水道課へ直接お問い合わせ願います。

### ～申請から使用開始までの流れ～

- ① 申請者は、設置について、町と協議する（設置時期、位置、人槽等）。  

- ② 申請者は、**浄化槽設置及び管理等申請書**を町へ提出する。  

- ③ 町(水道課)は、**浄化槽設置工事計画書**を作成し、申請者に通知する。  

- ④ 申請者は、**設置工事計画承諾書**を町へ提出し、同時に**分担金**を納付する。  

- ⑤ 町は、入札により、請負業者に工事を発注する。  
(申請から工事完了までの期間は、3か月程度の見込み)  
※浄化槽設置後、工事完了前に汚水を流し込む場合、事前に保守点検を行う。  

- ⑥ 工事完了後、町は、**設置完了通知書**を申請者に通知する。  

- ⑦ 浄化槽を使用開始する際、申請者は、町へ**使用開始等の届出書**を届け出る。  

- ⑧ 浄化槽の使用及び維持管理を開始する。

## ⑬既設浄化槽の維持管理の申し込み

町への浄化槽の維持管理の申し込みの流れは、次のとおりです。

### ～申請から使用開始までの流れ～

- ① 申請者は、町と協議する（浄化槽の型式、位置、人槽等）。  

- ② 申請者は、**既設浄化槽維持管理申請書**を町へ提出する。  

- ③ 町は、**既設の浄化槽を検査**し、検査結果に基づき**既設浄化槽検査結果通知書**を（町での維持管理を認める場合は、**既設浄化槽維持管理承認通知書**も併せて）申請者に通知する。  

- ④ 浄化槽の使用及び維持管理を開始する。

## ○既設槽撤去及び宅内配管工事に対する補助について

既設槽が単独処理浄化槽、くみ取り槽の場合、当事業により浄化槽を設置する方は、下記のとおり補助金の交付を受けることができます。

- 単独処理浄化槽またはくみ取り槽撤去に要する費用に相当する額【最大9万円まで】  
(※完全な撤去のみが対象で、一部撤去し残りを土砂で埋める場合等は対象外)
- 宅内配管工事に要する費用（流入、放流に係る管きよ及びますに係る費用）に相当する額【最大30万円まで】  
(※家屋の建て替え、家屋の既設部分の構造を変える増改築に伴うものは対象外)
- 使用を廃止する既存単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用工事に相当する額【最大9万円まで】  
(※洗浄や消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じない場合は対象外)

補助を受けられたい方は、当事業による浄化槽の設置及び維持管理の申し込み以外に、補助の交付申請を提出いただく必要があるので、まずは、浄化槽の設置について水道課にご相談ください。

### 【事務担当】

〒930-0292

立山町前沢 2440

立山町水道課

TEL 076-462-9960

076-462-9961